

公益財団法人さんりく基金
理事会（決議省略） 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 平成 24 年 8 月 9 日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事 千葉 茂樹

議事録の作成に係る職務を行った理事 業務執行理事 佐々木 幸弘

理事総数 6 名

監事総数 2 名

（理事会の決議の目的である事項）

第 1 号議案 平成 24 年度事業計画の変更及び収支予算（補正第 2 号）の承認について

平成 24 年 7 月 30 日、代表理事 千葉 茂樹が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき平成 24 年 8 月 9 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条（公益財団法人さんりく基金定款第 38 条）に基づく理事会決議省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した代表理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成 24 年 8 月 9 日

代 表 理 事

業 務 執 行 理 事